

## 学校教育法の改正を踏まえた専門職大学院の改善方策について

### 1. 学校教育法の改正内容

○昨年 8 月に取りまとめられた本専門職大学院ワーキンググループの報告書において、関係業界や職能団体の関係者など、各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者や学外の有識者等からなるアドバイザリーボードを設置することを義務付けるべきであると提言を受けたところ。

専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について（抜粋）

（平成 28 年 8 月 10 日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ）

#### II. 具体的改善方策

##### 1. アドバイザリーボードの設置

○社会（「出口」）との連携を強化するため、関係業界・職能団体や地方公共団体の関係者など各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者（関連が深い者であれば、当該専門職大学院修了生も当然含まれる）（以下単に「ステークホルダー」という。）や学外の有識者等からなるアドバイザリーボードを設置し、各専門職大学院の教育課程の編成・実施、教員の資質向上、情報公開の在り方等に関する事項について指導・助言を受けることを義務付けるべきである。

○これを受けて、社会（「出口」）との連携を強化し、高度専門職業人養成機能の一層の充実強化を図るため、専門職大学の制度化にあわせて、専門職大学院も同様、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設けることとした「学校教育法の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、先日法案が成立したところ。（別紙参照）

学校教育法の改正（関連部分抜粋）

第九十九条（略）

②（略）

③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

## **2. 学校教育法の改正を踏まえた検討課題**

○学校教育法の改正を踏まえ、本ワーキンググループにおいて、以下の事項について検討する必要がある。

- ①学校教育法第99条第3項を実施するための協議体及びその役割等
- ②上記協議体の活動状況等の情報公開
- ③上記協議体に対する認証評価

### **①学校教育法第99条第3項を実施するための協議体及びその役割等**

- ・学校教育法の改正では「その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施」するとされたことから、それを審議する協議体を立ち上げ、教育課程の編成・実施に関する基本的な事項等を審議し、学長に意見を述べる役割を担うものとしてはどうか。
- ・当該協議体は教職員のほか、各専門職大学院の分野に関係する職業に就いている者や、職業団体の関係者、地方公共団体の関係者などに参加いただくこととしてはどうか。

### **②上記協議体の活動状況の情報公開**

- ・専門職大学院における教育研究活動に関する内容を社会（出口）に対して理解を促す観点から、本協議体の活動状況等を積極的に公表すべきではないか。

### **③上記協議体に対する認証評価**

- ・専門職大学院における教育の質の保証の観点から、本協議体の活動状況に関して認証評価で確認すべきではないか。

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第九十九条に次の一項を加える。

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。